## 主文

被告人を懲役1年8月に処する。

未決勾留日数中180日をその刑に算入する。 理由

## (罪となるべき事実)

被告人は、平成15年6月13日午後10時47分ころ、前照灯を点けずに普通乗用自動車を運転して、兵庫県a市b町c番d号先神戸電鉄n駅北側踏切手前で踏切遮断機がおりていたため一時停止中、交通指導取締りに従事していた兵庫県a警察署地域課勤務の警察官A(当時22歳)から事情聴取を受けた際、その要請を無視して自車を発進させ、同日午後10時50分ころ、同市e町f番g号先路上において、信号待ちのため停車中、追跡してきた交通指導取締りに従事中の同警察官別で、信号待ちのため停車中、追跡してきた交通指導取締りに従事中の同警察官B(当時44歳)から無灯火運転等について再度事情聴取を受け、同車外運転席側横に佇立していた同警察官から、右手を車内に差し入り、同事のエンジンキーを回してエンジンを切られるや、同車の開放された運転をしてエンジンを切られるや、同車の開放された運転により、同警察官に対し、その顔面及び胸部を数回足蹴にする暴行を加え、ものである。 療約5日間を要する顔面・胸部打撲及び頸椎捻挫の傷害を負わせたものである。

(証拠の標目) 一括弧内の甲, 乙に続く数字は検察官請求証拠番号ー 省略

(補足説明)

第1 争点の整理等

弁護人は、被告人は、判示普通乗用自動車(以下「被告人車両」という。)を運転して停止中、本件犯行現場において、B(以下「B警察官」という。)から、同人が警察官であるとはわからないまま、開いていた運転席の窓越しに、いきなりハンドルを持っていた右腕等をつかんでねじるようにしてエンジンキーを逃さうとされ、車外に引きずり出されそうになったので、助手席側に上半身を逃げるうに倒して抵抗したところ、足や下半身を持たれて車外に引きずり出されたもの方に倒して抵抗したところ、足や下半身を持たれて車外に引きずり出されたものである、前記警察官の行為は法令上の根拠のない違法な公務執行があるから、被告人は、現場に至るの行為は公務執行妨害罪の構成要件に該当しない、また、被告人は、現場に至るとの間にも、警察官の行為に対し暴行を加えたB警察官の行為に関けられてものであるに、身分を明らしても、正当防衛又は誤想防衛が成立する、以上、いずれの観点からも公務執行妨害罪及び傷害罪のいずれについても無罪である旨主張し、被告人も当公判廷においてもにそう供述をする。

当裁判所は、前掲関係各証拠によれば、判示事実は優に認められ、弁護人の主張は理由がないと判断したのであるが、以下、その理由につき若干補足する。第2 判断一以下、証拠に付した括弧内番号は検察官請求証拠番号を示す一 1 関係各証拠によれば、平成15年6月13日、兵庫県 a 警察署勤務の警察官

人車両を発進させたこと、A警察官は、「待て、止まれ。」と叫び、そのころパ同を発進させたこと、A警察官は、「待て、始告とが、行告告運りがした。 一から下車して近づいてきる。 一を発育官に被告人車両を追いたと、で警察官はは、「直ともいり、一を追いたと、車両を追いなど、車両を追いなど、車両がが交易を追いる。 一を追いたと、車両を追いなど、車のでは、通りのでは、100メートル東方の第2現場」という。を停止して一時に後上では一個では、100メートルの前記県道のという。を停止して上ででは一個では、100米の後告、10世には、

4 そこで、進んで、前記1認定の事実を前提にB警察官の公務執行の適法性について検討する。まず、第1現場において、B警察官から指示を受けて被告人に職務 質問したA警察官の行為は,無灯火で交差点内を転回するなど前認定の不審挙動車 両の運転者である被告人に対し、警察官職務執行法2条1項に基づき、質問するた め車両の移動を求めるなどしたものであって、適法であることはいうまでもない。 そして、B警察官は、第1現場で、A警察官に被告人に対する職務質問を指示し、 手で移動先を示すなどしていた職務質問中のA警察官の姿を被告人車両の約3メー トル後方に停止していたパトカー内から見ていた者であるが、A警察官の職務質問 を無視し、自動車を発進させた被告人に対し、A警察官とともにこれを走って追跡し、職務質問を続行しようとし、第2現場において、被告人車両の運転席側に立ち、開いていた運転席窓から被告人に対し、「なぜ逃げる。」「エンジン止め ろ。」などと声を掛け、その後、右手を運転席に入れてエンジンキーを回してエンジンを切ったものであるところ、すでに第1現場において被告人がA警察官の指示 に従わず被告人車両を発進して逃走した本件の具体的状況を前提に考えると、第2 現場において顔を正面に向けたまま応答しないなどの被告人の挙動から、B警察官において、被告人が被告人車両を発進させて逃走する危険があると判断したのは正当であって、職務質問を可能にする状態に置くため、運転席内に手を入れ、あるい はエンジンを切るなどして被告人車両の発進を阻止しようとした前記B警察官の行 為は、警察官職務執行法2条1項に基づく適法な職務行為であると認められる。 また,弁護人は,被告人のB警察官に対する暴行は,違法な公務執行に対する 正当防衛あるいは誤想防衛に該当すると主張するが、前記のとおり、B警察官の本件公務執行は適法であり、本件は、被告人において違法な公務執行である旨誤信し たものでもないから、弁護人の主張は理由がない。なお、被告人がB警察官に対し その口付近を1回足蹴にした後,数回にわたり同警察官の顔面や胸部を両足で蹴っ た行為中少なくともその一部の行為は、同警察官らが被告人を運転席側窓から引き ずり出そうとした際に行われた可能性が高いが、この「引きずり出し」行為は、被 告人の前記公務執行妨害行為を制圧し、被告人を逮捕するために行われた適法な警 察官の職務執行行為であるから、これに対する正当防衛、あるいは誤想防衛の主張 もまた理由がない。

6 以上のとおり、公務執行妨害罪及び傷害罪につきいずれも無罪である旨の弁護人及び被告人の主張は理由がない。

(累犯前科)

被告人は、平成13年7月10日神戸地方裁判所で覚せい剤取締法違反の罪により懲役1年8月に処せられ、平成15年3月9日その刑の執行を受け終わったものであって、この事実は検察事務官作成の前科調書(検察官請求証拠番号乙4)及び判決書謄本(同8)によって認める。

(法令の適用)

罰 条 判示事実中、

公務執行妨害の点 刑法95条1項 傷害の点 同法204条

科刑上一罪 同法54条1項前段,10条(一罪として重い傷害罪につき定めた懲役刑で処断)

累犯加重 同法56条1項,57条

宣告刑懲役1年8月

未決勾留 同法21条(180日算入)

訴訟費用 刑事訴訟法181条1項ただし書(負担させない。)

(量刑の理由)

本件は、判示の経過で、被告人が、警察官に対し暴行を加え、傷害を負わせた公務執行妨害、傷害の事案であるが、その規範意識の乏しさのあらわれともいうべき悪質な犯行であるところ、被告人に前記累犯前科を含む4犯の懲役前科があり、本件犯行は最終刑の執行終了のわずか約3か月後の犯行であること、加えて、被告人は公判廷において不合理な弁解を続けて止まず、本件犯行を直視してこれを省みる姿勢が見られないなど、その規範意識の歪みには看過し難いものがあること等の事情を併せ考えると、被告人の刑事責任は重いといわざるを得ないが、傷害の程度が比較的軽微に止まったことなど被告人のために酌むべき事情をも考慮し、主文のとおり量定した次第である。

よって、主文のとおり判決する。

## 平成16年4月13日 神戸地方裁判所第1刑事部

裁判官杉森研二